

公職の候補者等 殿

茨城県選挙管理委員会委員長

茨城県議会議員選挙における政治活動用ポスターの規制等について（通知）

令和 9 年 1 月 7 日の任期満了に伴う茨城県議会議員選挙は令和 8 年 12 月 13 日執行予定となっており、政治活動のために使用されるポスターの掲示については下記 1 のとおり規制されております。

また、政治活動のために使用される立札・看板については、選挙前かどうかに関わらず、平常時から下記 2 のとおり規制されております。立札・看板に貼付する証票（有効期限：令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）の申請が未済の場合は、別紙をご確認のうえ県選挙管理委員会へ申請いただきますようお願いいたします。

記

1 政治活動用ポスター

（1） 規制の対象

- ① 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項（以下「候補者氏名等」という。）を表示するポスター
 - ② 特定の公職の候補者等の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の候補者等を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものである団体（以下「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスター
- ※ 上記①及び②の裏打ちポスター（ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの）は、掲示時期を問わず禁止されます。

（2） 規制の内容

- ① 令和 8 年 7 月 7 日以降に新たに掲示することは禁止されること。
- ② 令和 8 年 7 月 6 日以前に掲示され令和 8 年 7 月 7 日以降に撤去されていないものは、公職選挙法第 147 条の規定による撤去命令の対象となること。

2 政治活動用の立札・看板

（1） 規制の対象

- ① 公職の候補者等が、その政治活動のために使用する当該候補者氏名等を表示する立札・看板の類。
- ② 後援団体が、その政治活動のために使用する当該後援団体の名称を表示する立札・看板の類。

（2） 規制の内容

- ① 政令で定める総数の範囲内（県議会議員の公職の候補者等 6 枚、後援団体 6 枚）で選挙管理委員会から交付された証票（有効期限：令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）を貼ったものを、事務所ごとに 2 枚に限り掲示することができること。
- ② 規定のサイズ内（縦 150cm×横 40cm（脚の長さを含む））であること。

③ ①・②のいずれかが満たされていないものは、公職選挙法第147条の規定による撤去命令の対象となること。

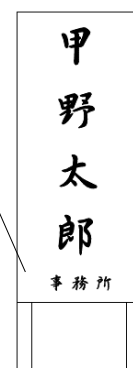
※ この立札・看板については、選挙運動期間（告示日から選挙期日の前日まで）前に掲示したものであれば、選挙運動期間中も掲示しておくことができるが、選挙運動期間中に新たに掲示することはできない。

＜掲示できるもの＞

- 政治活動用事務所ごとにその場所において掲示することのできる立札・看板
数 量 : 県議会議員の場合は、個人6枚＋後援会6枚で計12枚まで
サイズ : 縦150cm×横40cm（脚の長さを含む）
証票の貼付 : 県議会議員の場合は、県選管から交付を受けた「証票」を貼る

【掲示できないものの例】

- 「証票」が貼られていない
- 「証票」の有効期限切れ
（緑：R8.3.31まで 黄：R12.3.31まで）
- 規定のサイズ（縦150cm×横40cm）より大きい
- 枚数（県議：個人6枚、後援会6枚）オーバー



3 その他留意事項

(1) 政党等ポスターの取扱い

後援団体以外の政党その他の政治活動を行う団体（以下「政党等」という。）が、時局講演会開催の周知等の名目で掲示するポスターは、告示日前日までに限り、原則として上記規制の対象外であるが、当該ポスターが実質的には当該政党等のためではなく、茨城県議会議員選挙に係る公職の候補者等の政治活動のために使用されているものと認められる場合は、規制対象となること。

(2) 政党等ポスターの掲示場所

上記(1)の規制対象外のポスターであっても、それを掲示する場所の管理者又は所有者の承諾を得ていない場合は、掲示することはできないこと。

なお、承諾を得ずに掲示されたポスターについては、当該管理者又はその所有者がその管理権又は所有権に基づき撤去することができること。

茨城県選挙管理委員会

TEL：029-301-2462 FAX：029-301-2489

政治活動用事務所において掲示する立札及び看板の類の証票について

公職選挙法第 143 条第 17 項の規定に基づき、茨城県選挙管理委員会がその事務を管理する選挙の公職の候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「候補者等」という。）及びこれらの者に係る後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類（以下「立札・看板」という。）には、当委員会の定める表示（証票）が必要とされております。

下記の事項にご留意のうえ、貼付する証票（有効期限：令和 8 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）の交付申請を行うようお願いいたします。

なお、公職選挙法第 201 条の 13 第 2 項の規定により、県議会議員一般選挙の立候補届出をした候補者の選挙区内の立札・看板については、選挙運動期間（告示日から選挙期日の前日まで）前に掲示したものであれば、選挙運動期間中も掲示しておくことができますが、選挙運動期間中に新たに掲示することはできないことを申し添えます。

記

- 1 記載例を参照の上、申請書にご記入の上、県選挙管理委員会までご提出ください。
- 2 交付申請は、随時受け付けておりますので、郵送又は窓口で申請いただけますが、窓口での混雑を避けるため、可能な限り、郵送により申請いただくようお願いいたします。
なお、郵送の場合、簡易書留により証票を送付しますので、封筒に送付先の宛名、住所及び連絡先を必ず記載してください。
- 3 窓口で直接書類を持参される場合は、以下の場所・時間にお越しください。
申請場所： 茨城県選挙管理委員会事務局（茨城県庁 9 階市町村課内）
申請時間： 8 時 30 分から 17 時 15 分（土・日曜、国民の祝日を除く。）

（参考）立札及び看板の類の規格その他（公選法第 143 条第 16 項、第 17 項）

① 掲示場所	政治活動のために使用される事務所
② 枚数	選挙の種類により一定の枚数以内で 1 事務所につき 2 枚が限度
③ 看板の規格	縦 150cm×横 40cm 以内（「脚」の部分を含む。）
④ 証票の貼付	<u>選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限り掲示できる。</u>

（注）立札及び看板の類は、事務所ごとにその場所へ掲示されるものであり、事務所の実体のない場所や自動車等に取り付けて掲示することはできません。

（参考）立札及び看板の類の総数（公選法施行令第 110 条の 5）

立札及び看板の類の総数は、次に掲げる各選挙の区分に応じて、後援団体、候補者等について、下記の数の範囲内でなければなりません。

選挙の区分	後援団体 同一の候補者に係る後援団体の 全てを通じて下記の数	候補者等
県議会議員選挙	6	6